

行政区域の歴史的変遷に関する研究
(鹿児島県/宮崎県/大分県の事例)

正会員 ○関屋 修²⁾

友清 貴和¹⁾ 高附 剛生²⁾

板井 康浩²⁾ 山下 剛²⁾

はじめに

今までの研究において、施設圏域の多くが行政区域を基準として構成された形態を持っていることが示唆されている。そこで本稿では、このように住民の生活圏とみなされ、施設圏域の多くにその形態が影響を与えている行政区域について、市郡(郡)と市町村という二つの行政区域が、具体的にどのような成立過程を歩んできたかを明らかにする。

市郡区域の歴史的変遷

市郡区域とは現在の行政区域の制度としては存在せず、市が郡から独立する以前の郡区域のことを示す。その現在の市郡区域の区画がほぼ確定したのは鹿児島県・宮崎県において明治29年、大分県においては明治11年のことである。郡制度が地方行政制度として初めて制定されたのは古く7世紀の律令制下であり、封建制に移行した中世・近世においては単に地理的名称となっていた。しかし藩政時代の制度の徹底的な解体そして近代化を目指す明治政府により、明治12年の郡区町村編成法に基づいて県と町村の中間的役割を担う行政区域として、郡は再び復活した。その後、地方自治体として郡制は施行されたが、大正10年において廃止に至り、郡は再び単なる地理的名称となった。

そこでこの市郡区域の歴史的変遷を県別にみる。

【表1】 【表2】 【表3】

鹿児島県では明治12年から明治29年まで存在していた郡役所の管轄区域を基準に、明治29年の郡制施行に伴った郡の合併が行われ、宮崎県では明治16・17年に郡の分割、明治29年に郡の合併が行われた。しかし明治29年以降の98年間では、両県共に若干の境界線変更が見られるものの、市郡区域はほぼその形態の同一性が保たれている。更に大分県では明治32年と昭和25年に若干の所属郡変更が見られるだけで、明治12年の郡区町村編成法の施行以降116年間ほぼ市郡区域の同一性が保たれている。

市町村区域の歴史的変遷

近世の藩政村に変わって明治政府による市制町村制が施行されたのは明治22年である。市制町村制にあたって政府の方針は「300~500戸をもって1村とする」ものであった。政府の方針に添って市町村制を施行したのは大

分県のみで、鹿児島県・宮崎県においては政府の方針によらず、新市町村区域案の策定の際に浮かび上がった諸問題や従来の地方事情を考慮した独自の方針で市町村制を施行した。結果、1村あたりの平均戸数は大分県が547戸でほぼ政府の方針通り、宮崎県が815戸、鹿児島県が1406戸にものぼり、政府の方針から大きく逸脱している。

その後、各県とも離散合併を繰り返し、昭和28年から同31年までの町村合併促進法による市町村大合併を経て、現在の市町村区域に至っている。町村合併促進法施行にあたって政府の方針は「人口8,000人未満の小規模町村を合併する」ものであった。この政府の方針に添ったのは実に強硬な態度で合併を促進した大分県のみで、鹿児島

【表1】市郡区域[郡区域]の歴史的変遷(鹿児島県)

江戸末期	明治12年	明治22年	明治29年	大正10年	平成7年
鹿児島郡	鹿児島郡	鹿児島市郡	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市郡
谷山郡	谷山郡	谷山郡	市郡	市郡	市郡
掛箱郡	掛箱郡	掛箱郡	掛箱郡	掛箱郡	掛箱市郡
須賀郡	須賀郡	須賀郡	須賀郡	須賀郡	須賀市郡
給養郡	給養郡	給養郡	給養郡	給養郡	給養市郡
河辺郡	河辺郡	河辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺市郡
阿多郡	阿多郡	阿多郡	日置郡	日置郡	日置市郡
日置郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置市郡
出水郡	出水郡	出水郡	出水郡	出水郡	出水市郡
高城郡	高城郡	高城郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩市郡
薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩市郡
伊佐郡	伊佐郡	伊佐郡	伊佐郡	伊佐郡	伊佐市郡
姶良郡	姶良郡	姶良郡	姶良郡	姶良郡	姶良市郡
給良郡	給良郡	給良郡	給良郡	給良郡	給良市郡
薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩市郡
肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属市郡
大隅郡	大隅郡	大隅郡	大隅郡	大隅郡	大隅市郡

1)郡役所管轄区域 2)大隅郡からの編入

【表2】市郡区域[郡区域]の歴史的変遷(宮崎県)

江戸末期	明治12年	明治16年	明治17年	大正10年	平成7年
宮崎郡	宮崎郡	宮崎郡	宮崎郡	宮崎郡	宮崎市郡
那珂郡	那珂郡	那珂郡	那珂郡	那珂郡	那珂市郡
児湯郡	児湯郡	児湯郡	児湯郡	児湯郡	児湯市郡
臼杵郡	臼杵郡	臼杵郡	臼杵郡	臼杵郡	臼杵市郡
諸県郡	諸県郡	北諸県郡	北諸県郡	北諸県郡	北諸県市郡
					南諸県郡
					南諸県市郡

1)東臼杵郡諸塚村・椎葉村が東臼杵郡へ属郡変更

【表3】市郡区域[郡区域]の歴史的変遷(大分県)

江戸末期	明治12年	明治22年	大正10年	昭和25年	平成7年
国東郡	西国東郡	西国東郡	西国東郡	西国東市郡	西国東市郡
	東国東郡	東国東郡	東国東郡	東国東市郡	東国東市郡
速見郡	速見郡	速見郡	速見郡	速見市郡	速見市郡
大分郡	大分郡	大分郡	大分郡	大分市郡	大分市郡
南海郡	南海郡	南海郡	南海郡	南海市郡	南海市郡
大野郡	大野郡	大野郡	大野郡	大野市郡	大野市郡
直入郡	直入郡	直入郡	直入郡	直入市郡	直入市郡
玖珠郡	玖珠郡	玖珠郡	玖珠郡	玖珠市郡	玖珠市郡
日田郡	日田郡	日田郡	日田郡	日田市郡	日田市郡
下毛郡	下毛郡	下毛郡	下毛郡	下毛市郡	下毛市郡
宇佐郡	宇佐郡	宇佐郡	宇佐郡	宇佐市郡	宇佐市郡

1)速見郡湯平村が大分郡へ属郡変更
2)速見郡湯布院町・南海郡郡川添村・大野郡今市村・直入郡阿蘇野町が大分郡へ属郡変更
3)大野郡小野市村・重岡村が南海郡へ変更

A study on the historical transition of administrative district
(A case of KAGOSIMA, MIYAZAKI and OITA)
SEKIYA Osamu, TOMOKIYO Takakazu, TAKATUKI Gowsei, ITAI Yasuhiro, SEKIYA Osamu, YAMASITA Gow

県・宮崎県は強硬な姿勢はみせず、それぞれの实情に即した独自の方針で緩やかな合併を行っている。結果、鹿児島県では人口8,000人未満の33町村中合併がなされなかったのは7町村もあり、また宮崎県では人口8,000人未満の32町村中合併がなされなかったのは13町村にも及んでいる。

そこで平成7年現在までの市町村数の年次推移に関し、三県を比較してみる。【表4】【表5】【表6】

鹿児島県が79件の離散合併を行い市町村数 109から71（減少率34.9%）に減少、宮崎県が52件の離散合併を行い市町村数100から44（減少率56.0%）に減少、大分県においては165件の離散合併を行い市町村数279から58（減少率79.2%）に激減していることがわかる。また、各県の全離散合併件数に対する市郡境界線を横断する離散合併件数〔全離散合併件数／横断離散合併件数〕を見てみると、鹿児島県で〔2／79〕、宮崎県では〔5／52〕、大分県では〔16／165〕と三県共に少なく、郡制下において離散合併が市郡区域内部ではば行われていることが伺え、更に郡

制廃止以降においても同様の実態が伺える。

最後に三県の現市町村区域の成立期について遡ってみる。 【表7】 【図1】

現市町村区域のうち市制町村制が施行された明治22年4月1日当時に成立し、それ以降現在まで離散合併をせずに区域の同一性を保ってきた区域の割合は、鹿児島県が59.2%、宮崎県が52.3%、大分県はわずかに12.1%である。また、町村合併促進法が施行された昭和28年10月1日以降に成立した現市町村区域の割合は、逆に鹿児島県が35.2%、宮崎県が43.1%、大分県が82.7%である。

このように現在の市町村区域において、鹿児島県・宮崎県は古い区域が残っている一方、大分県は実に新しい区域が現市町村区域の大半を占めていることがわかる。まとめ

明治維新後、近代化を進める政府の地方制度の政策をめぐる三県の対応を比較すると、三県の共通点として、郡区町村編成法の後も引き続き郡制が敷かれ、郡区域が行政区域として復古し、市町村の離散合併も郡区域内部でのみ繰り返されていることが挙げられる。逆に相違点としては、大分県がほぼ政府の政策通りに市町村合併を促進したのに対し、鹿児島県・宮崎県では独自の方針で離散合併を行ってきたことが挙げられる。特に、現市町村区域の成立期をみてみると、鹿児島県・宮崎県では明治22年に成立した古い区域が半数以上を占めるのに対し、大分県では戦後に成立したごく新しい区域が8割以上を占めている。また、藩時代に薩摩藩の支配下にあった鹿児島県と宮崎県の両県は、現在でも薩摩藩の江戸時代の地方制度である郷区域が現市町村区域に残っており、その割合は鹿児島県が38.0%、宮崎県の旧薩摩藩区域のうち44.4%（宮崎県全体では18.2%）も現存しているという事実もある。つまり、大分県の現在の市町村区域は近代化政策による新しい市町村区域であるのに対し、鹿児島県と宮崎県の現在の市町村区域は地域の実情に即した固有な古い区域が多いということがわかった。

【表4】市町村離散合併件数／市町村数変動／市町村減少率（鹿児島県）

年 月	M22 4.1	T10 3.31	S28 9.30	S31 9.30	H7 現在	M22以降 計	市町村数	
							町	村
市郡境界線を横断しない離散合併	対等合併 109	0	0	1	12	0	13	
	編入合併 0	0	4	15	2		21	
	一部編入 0	3	9	13	4		29	
	分界変更 0	5	7	0	0		12	
	計 109	8	21	41	7		77	
市郡境界線を横断する離散合併	対等合併 0	0	0	1	0		1	
	編入合併 0	0	0	0	0		0	
	一部編入 0	0	0	1	0		1	
	分界変更 0	0	0	0	0		0	
	計 0	0	0	2	0		2	
所属市郡変更	0	0	0	0	0		0	
市町村数	町 108	113	109	63	59		71	減少率 34.9%
	村 109	114	112	73	71			

【表5】市町村離散合併件数／市町村数変動／市町村減少率（宮崎県）

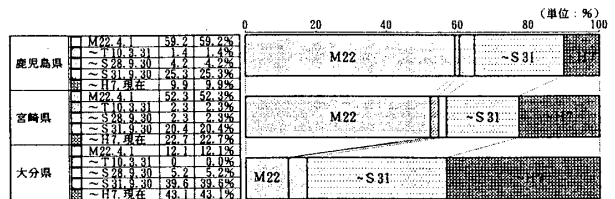
年 月	M22 4.1	T10 3.31	S28 9.30	S31 9.30	H7 現在	M22以降 計	市町村数	
							町	村
市郡境界線を横断しない離散合併	対等合併 96	1	9	8	3		21	
	編入合併 0	0	4	5	5		14	
	一部編入 0	0	1	6	1		8	
	分界変更 0	1	1	0	0		2	
	計 96	2	15	21	9		47	
市郡境界線を横断する離散合併	対等合併 0	0	0	0	0		0	
	編入合併 0	0	0	2	0		2	
	一部編入 0	0	1	1	0		2	
	分界変更 0	0	0	0	0		0	
	計 0	0	1	3	1		5	
所属市郡変更	0	0	2	0	0		2	
市町村数	町 100	100	76	55	35		44	減少率 56.0%
	村 100	100	82	62	44			

【表6】市町村離散合併件数／市町村数変動／市町村減少率（大分県）

年 月	M22 4.1	T10 3.31	S28 9.30	S31 9.30	H7 現在	M22以降 計	市町村数	
							町	村
市郡境界線を横断しない離散合併	対等合併 244	12	31	33	3		79	
	編入合併 0	1	14	9	0		24	
	一部編入 0	3	6	16	8		33	
	分界変更 0	3	1	1	0		5	
	計 244	21	55	60	13		149	
市郡境界線を横断する離散合併	対等合併 0	0	0	0	0		0	
	編入合併 0	0	0	2	9		16	
	一部編入 0	0	0	0	0		0	
	分界変更 0	0	0	0	0		0	
	計 0	0	2	9	5		16	
所属市郡変更	0	1	6	0	0		7	
市町村数	町 279	259	188	56	47		58	減少率 79.2%
	村 279	269	195	67	58			

【表7】現市町村区域の成立期

	M22.4.1		~T10.3.31		~S28.9.30		~S31.9.30		~H7.現在	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
鹿児島県(71市町村)	42	59.2	1	1.4	3	4.2	18	25.2	7	9.9
宮崎県(44市町村)	23	52.3	1	2.3	1	2.3	9	20.4	10	22.7
大分県(58市町村)	7	12.1	0	0.0	3	5.2	23	39.6	25	43.1



【図1】現市町村区域(A)の成立期

- * 1 鹿児島大学工学部建築学科 助教授・工博
- * 2 鹿児島大学 大学院生

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Engineering, Kagoshima Univ., Dr. Eng. Graduate Student, Kagoshima Univ.